

相模原市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、市立小・中学校の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年7月7日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成21年7月3日及び同月7日

2 監査の対象及び方法

この監査は、小・中学校（旭小学校、鹿島台小学校、緑台小学校、作の口小学校、双葉小学校、陽光台小学校、若草小学校、桂北小学校、藤野北小学校、大野北中学校、中央中学校、新町中学校、内出中学校、東林中学校、中沢中学校、藤野中学校）において、平成20年度に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 物品等の管理に関する事務
- (3) 施設の維持管理に関する事務

3 監査の結果

各小・中学校における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

今後とも、再配当予算の計画的な執行を図るとともに、良好な教育環境を保持するため、校舎やプール等の学校施設の維持管理に努めることや、学校内の現金管理についても「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づいて、十分意を払われるよう要望する。

また、理科薬品の管理については、校内薬品取扱規程に基づき、薬品管理台帳への使用記録及び定期的な保管状況等の確認を徹底されるよう要望する。

さらに、給食設備や食材等の管理保管についても十分留意されるとともに、児童に対しても衛生指導を徹底されるよう要望する。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。